議案第75号

新居浜市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年12月5日提出

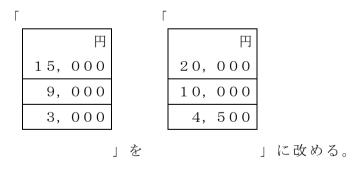
新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市火葬場設置及び管理条例(昭和58年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第9条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表第2中



附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、公 布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

新居浜市斎場の火葬室に係る使用料の額を改定するため、及び所要の条文整備を行う ため、本案を提出する。